

四半期報告書

(第147期第2四半期)

株式会社 福島銀行

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
第3 【提出会社の状況】	16
1 【株式等の状況】	16
2 【役員の状況】	18
第4 【経理の状況】	19
1 【中間連結財務諸表】	20
2 【その他】	47
3 【中間財務諸表】	48
4 【その他】	59
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	60

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年11月26日

【四半期会計期間】 第147期第2四半期（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）

【会社名】 株式会社福島銀行

【英訳名】 THE FUKUSHIMA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 森 川 英 治

【本店の所在の場所】 福島県福島市万世町2番5号

【電話番号】 024(525)2525(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役企画本部長 久 能 敏 光

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目81番地
大宮アネックスビル4階
株式会社福島銀行 大宮支店

【電話番号】 048(643)2830(代表)

【事務連絡者氏名】 支店長 箭 内 貴 志

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社福島銀行 大宮支店

(埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目81番地
大宮アネックスビル4階)

(注) 大宮支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成22年度	平成23年度
		中間連結 会計期間 (自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	中間連結 会計期間 (自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日)	中間連結 会計期間 (自平成24年 4月1日 至平成24年 9月30日)	中間連結 会計期間 (自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)	中間連結 会計期間 (自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日)
連結経常収益	百万円	8,333	7,937	7,910	16,101	16,373
連結経常利益	百万円	645	784	1,146	1,543	2,583
連結中間純利益	百万円	636	724	817	—	—
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	—	—	—	△4,963	2,016
連結中間包括利益	百万円	174	1,546	1,092	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	△6,195	3,859
連結純資産額	百万円	24,547	19,724	22,899	18,177	22,037
連結総資産額	百万円	621,469	678,893	695,377	609,085	675,419
1株当たり純資産額	円	106.21	85.19	99.04	78.47	95.30
1株当たり中間純利益金額	円	2.76	3.15	3.55	—	—
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	—	—	—	△21.59	8.77
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	3.92	2.88	3.27	2.96	3.24
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.83	8.42	9.21	8.38	8.92
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	20,654	64,959	28,183	12,672	46,926
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△5,221	△48,996	△10,184	△20,329	△53,993
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△230	△0	△229	△230	△0
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	50,533	43,406	38,144	27,443	20,375
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	540 [284]	533 [287]	530 [261]	528 [289]	517 [278]

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び平成23年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。平成22年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、純損失が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4 自己資本比率は、(中間期末(期末)純資産の部合計－中間期末(期末)少数株主持分)を中間期末(期末)資産の部の合計で除して算出しております。

- 5 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
- 6 平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
- 7 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理をしております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第145期中	第146期中	第147期中	第145期	第146期
決算年月		平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月	平成23年3月	平成24年3月
経常収益	百万円	7,128	6,767	7,110	13,745	14,146
経常利益	百万円	440	622	1,241	1,149	2,244
中間純利益	百万円	490	603	885	—	—
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	—	—	—	△5,136	1,767
資本金	百万円	18,127	18,127	18,127	18,127	18,127
発行済株式総数	千株	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000
純資産額	百万円	24,337	19,363	22,481	17,936	21,550
総資産額	百万円	619,122	677,004	693,524	607,146	673,122
預金残高	百万円	571,190	606,108	618,806	573,618	599,520
貸出金残高	百万円	438,267	446,515	452,415	439,652	461,537
有価証券残高	百万円	106,405	169,599	185,922	122,737	175,709
1株当たり純資産額	円	105.88	84.24	97.81	78.04	93.76
1株当たり中間純利益金額	円	2.13	2.62	3.85	—	—
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	—	—	—	△22.34	7.69
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
1株当たり配当額	円	—	—	—	—	1.00
自己資本比率	%	3.93	2.86	3.24	2.95	3.20
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.82	8.35	9.13	8.35	8.83
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	518 [270]	517 [266]	513 [241]	506 [274]	500 [258]

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「3 中間財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び第146期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第145期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、純損失が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 自己資本比率は、中間期末(期末)純資産の部合計を中間期末(期末)資産の部の合計で除して算出しております。
- 5 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
- 6 平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)におけるわが国経済は、前半は緩やかな回復基調にあったものの、海外経済の減速やアジアにおける一部の国との関係悪化から輸出の減少や個人消費の低迷を招いており、東日本大震災の復興関連需要が下支えする地域を除き、足元の国内経済は停滞気味となっております。また、今後の経済見通しについても、海外経済の減速が長期化する中、景気の先行き不安は増加傾向にあります。

当行が主たる経営基盤とする福島県の経済は、東日本大震災からの復興に向けた公共工事や住宅関連需要が高水準で推移するなど景気の底堅さが見られ、個人消費についても大型小売店を中心に好調を維持しました。一方で、景気の先行きについては、欧州債務問題や新興国経済の減速等により海外経済の落込み懸念が残るものとなっております。雇用情勢については、本年9月の県内有効求人倍率が1.0倍を超えており、全国平均を上回る水準で推移しております。県内の企業倒産は、件数・金額とも低水準で推移しました。

このような状況の中、業績は次のとおりとなりました。

当第2四半期連結会計期間における総資産は、前連結会計年度末比19,958百万円増加し695,377百万円となりました。純資産は、同862百万円増加し22,899百万円となりました。

総預金(譲渡性預金を含む)は、東日本大震災に伴う復興関連資金等が流入したことから、前連結会計年度末比29,420百万円増加し651,366百万円となりました。

貸出金は、震災復興資金等の制度融資を利用した運転資金需要が一巡し事業性融資が減少したことから、前連結会計年度末比9,389百万円減少し450,244百万円となりました。

有価証券は、国債や事業債が増加したことから、前連結会計年度末比10,219百万円増加し185,522百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間の経常収益は、貸出金利回りの低下を主因に資金運用収益が減少したこと等から、前第2四半期連結累計期間比27百万円減少し7,910百万円となりました。一方、経常費用は、預金金利の低下により預金利息が減少したこと及び不良債権処理費用が減少したこと等から、同389百万円減少し6,763百万円となりました。

この結果、経常利益は前第2四半期連結累計期間比362百万円増加し1,146百万円となりました。また、中間純利益については、同93百万円増加し817百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間のセグメント情報ごとの業績につきましては、「銀行業」の経常収益が前第2四半期連結累計期間比352百万円増加し7,117百万円、セグメント利益が同627百万円増加し1,248百万円となりました。

「リース業」の経常収益は、前第2四半期連結累計期間比166百万円減少し929百万円、セグメント利益は、大口取引先の倒産による与信費用の増加により同262百万円減少し△169百万円となりました。

「その他」の経常収益は、前第2四半期連結累計期間比1百万円減少し110百万円、セグメント利益が同2百万円減少し5百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、28,183百万円となりました。これは主に、預金及び譲渡性預金が増加したことによるものです。前第2四半期連結累計期間比では36,776百万円の減少となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、△10,184百万円となりました。これは主に、有価証券の取得によるものです。前第2四半期連結累計期間比では38,812百万円の増加となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、△229百万円となりました。これは主に、配当金の支払によるものです。前第2四半期連結累計期間比では229百万円の減少となりました。

この結果、現金及び現金同等物は、前連結会計年度比17,768百万円増加し、38,144百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 従業員の状況

当第2四半期連結累計期間において、当連結会社又は提出会社の従業員の状況に著しい増加又は減少はありません。

(6) 主要な設備の状況

当第2四半期連結累計期間において、主要な設備の状況に著しい変動はありません。

国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は、前第2四半期連結累計期間比115百万円減少し、4,484百万円となりました。主な要因は、貸出金利回りの低下により貸出金利息収入が減少したことによるものです。

役務取引等収支は、前第2四半期連結累計期間比15百万円増加し、425百万円となりました。主な要因は、保険窓口販売手数料が増加したことによるものです。

その他業務収支は、前第2四半期連結累計期間比234百万円増加し、94百万円となりました。主な要因は、国債等債券売却益が増加したことによるものです。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	4,543	59	△2	4,599
	当第2四半期連結累計期間	4,414	72	△2	4,484
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	5,100	86	△25	(27) 5,162
	当第2四半期連結累計期間	4,902	93	△20	(20) 4,975
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	557	27	△22	(27) 562
	当第2四半期連結累計期間	488	21	△18	(20) 491
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	416	1	△7	410
	当第2四半期連結累計期間	423	1	—	425
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	934	3	△29	907
	当第2四半期連結累計期間	947	2	△36	913
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	517	1	△22	496
	当第2四半期連結累計期間	523	1	△36	488
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	△146	5	—	△140
	当第2四半期連結累計期間	88	5	—	94
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	258	5	—	263
	当第2四半期連結累計期間	415	5	—	421
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	404	—	—	404
	当第2四半期連結累計期間	327	—	—	327

(注) 1 「国内業務部門」とは、国内店及び国内連結子会社の円建取引であります。

2 「国際業務部門」とは、国内店の外貨建取引であります。

3 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結累計期間 1百万円、当第2四半期連結累計期間 1百万円)を控除して表示しております。

4 「相殺消去額(△)」は、グループ内の取引額であります。

5 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息(内書き)であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、前第2四半期連結累計期間比6百万円増加し、913百万円となりました。主な要因は、保険窓口販売手数料が増加したことによるものです。

一方、役務取引等費用は、前第2四半期連結累計期間比8百万円減少し、488百万円となっております。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	934	3	△29	907
	当第2四半期連結累計期間	947	2	△36	913
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	351	—	△27	323
	当第2四半期連結累計期間	338	—	△29	308
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	241	3	△2	242
	当第2四半期連結累計期間	244	2	△0	246
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	2	—	—	2
	当第2四半期連結累計期間	7	—	—	7
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	11	—	—	11
	当第2四半期連結累計期間	17	—	—	17
うち保護預かり・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	19	—	—	19
	当第2四半期連結累計期間	19	—	—	19
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	23	—	—	23
	当第2四半期連結累計期間	18	—	△6	12
うち保険窓販業務	前第2四半期連結累計期間	44	—	—	44
	当第2四半期連結累計期間	87	—	—	87
うち投信窓販業務	前第2四半期連結累計期間	239	—	—	239
	当第2四半期連結累計期間	214	—	—	214
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	517	1	△22	496
	当第2四半期連結累計期間	523	1	△36	488
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	55	1	—	56
	当第2四半期連結累計期間	57	1	△0	58

(注) 1 「国内業務部門」とは、国内店及び国内連結子会社の円建取引であります。

2 「国際業務部門」とは、国内店の外貨建取引であります。

3 「相殺消去額(△)」は、グループ内の取引額であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	606,004	103	△474	605,633
	当第2四半期連結会計期間	618,610	195	△423	618,383
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	243,581	—	△408	243,173
	当第2四半期連結会計期間	269,189	—	△321	268,868
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	357,552	—	△66	357,486
	当第2四半期連結会計期間	347,194	—	△102	347,092
うちその他	前第2四半期連結会計期間	4,870	103	—	4,974
	当第2四半期連結会計期間	2,226	195	—	2,422
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	22,000	—	—	22,000
	当第2四半期連結会計期間	32,982	—	—	32,982
総合計	前第2四半期連結会計期間	628,004	103	△474	627,633
	当第2四半期連結会計期間	651,593	195	△423	651,366

- (注) 1 「国内業務部門」とは、国内店の円建取引であります。
 2 「国際業務部門」とは、国内店の外貨建取引であります。
 3 預金の区分は次のとおりであります。
 「流動性預金」＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 「定期性預金」＝定期預金＋定期積金
 4 「相殺消去額(△)」は、グループ内の取引額であります。

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	444,359	100.00	450,244	100.00
製造業	37,139	8.36	36,872	8.19
農業、林業	1,444	0.32	889	0.20
漁業	401	0.09	355	0.08
鉱業、採石業、砂利採取業	360	0.08	374	0.08
建設業	27,791	6.25	25,779	5.73
電気・ガス・熱供給・水道業	716	0.16	1,706	0.38
情報通信業	4,694	1.06	4,386	0.97
運輸業、郵便業	12,422	2.80	13,890	3.09
卸売業、小売業	43,430	9.77	42,784	9.50
金融業、保険業	19,801	4.46	16,298	3.62
不動産業、物品賃貸業	46,974	10.57	49,925	11.09
その他の各種サービス業	53,849	12.12	52,169	11.59
国・地方公共団体	39,118	8.80	47,533	10.56
その他	156,210	35.16	157,275	34.92
国際業務部門	—	—	—	—
合計	444,359	—	450,244	—

- (注) 1 「国内業務部門」とは、国内店及び国内連結子会社の円建取引であります。
 2 「国際業務部門」とは、国内店の外貨建取引であります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	4,866	4,999	133
経費(除く臨時処理分)	3,808	3,835	27
人件費	1,695	1,825	130
物件費	1,852	1,776	△76
税金	260	233	△27
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	1,057	1,163	106
のれん償却額	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	1,057	1,163	106
一般貸倒引当金繰入額	—	—	—
業務純益	1,057	1,163	106
うち債券関係損益	△147	86	233
コア業務純益	1,205	1,076	△129
臨時損益	△434	77	511
株式等関係損益	△515	△403	112
不良債権処理額	317	220	△97
貸出金償却	218	220	2
個別貸倒引当金繰入額	—	—	—
債権売却損等	99	—	△99
貸倒引当金戻入益	112	504	392
償却債権取立益	136	88	△48
その他臨時損益	149	108	△41
経常利益	622	1,241	619
特別損益	△8	△2	6
うち固定資産処分損益	△8	△2	6
税引前中間純利益	614	1,238	624
法人税、住民税及び事業税	11	95	84
法人税等調整額	—	258	258
法人税等合計	11	353	342
中間純利益	603	885	282

(注) 1 業務粗利益=(資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)+役務取引等収支+その他業務収支

2 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額

3 コア業務純益=業務純益(一般貸倒引当金繰入前)-債券関係損益

4 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

5 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

6 債券関係損益=国債等債券売却益+国債等債券償還益-国債等債券売却損-国債等債券償還損-国債等債券償却

7 株式等関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.64	1.48	△0.16
(イ)貸出金利回	2.08	1.92	△0.16
(ロ)有価証券利回	0.81	0.67	△0.14
(2) 資金調達原価 ②	1.40	1.31	△0.09
(イ)預金等利回	0.15	0.12	△0.03
(ロ)外部負債利回	0.15	0.28	0.13
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.24	0.17	△0.07

(注) 1 「国内業務部門」とは、国内店の円建取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	11.30	10.54	△0.76
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	11.30	10.54	△0.76
業務純益ベース	11.30	10.54	△0.76
中間純利益ベース	6.45	8.02	1.57

(注) ROEを算出する上での純資産額については、期首と期末の単純平均により算出しております。

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	606,108	618,806	12,698
預金(平残)	588,354	608,102	19,748
貸出金(末残)	446,515	452,415	5,900
貸出金(平残)	433,563	449,756	16,193

(注) 譲渡性預金を除いております。

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	474,146	485,318	11,172
法人	131,857	133,292	1,435
計	606,004	618,610	12,606

(注) 譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
住宅ローン残高	135,619	138,041	2,422
その他ローン残高	9,125	9,677	552
計	144,744	147,718	2,974

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	351,510	345,447	△6,063
総貸出金残高	② 百万円	446,515	452,415	5,900
中小企業等貸出金比率	①/② %	78.72	76.35	△2.37
中小企業等貸出先件数	③ 件	34,841	34,153	△688
総貸出先件数	④ 件	34,974	34,298	△676
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.61	99.57	△0.04

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—		
信用状	5	8	6	36
保証	200	638	181	622
計	205	647	187	659

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成23年9月30日	平成24年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	18,127	18,127
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	1,228	1,228
	利益剰余金	835	2,717
	自己株式(△)	14	14
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	142	134
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	80	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	20,239	22,195
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	20,239	22,195
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	702	701
	一般貸倒引当金	1,998	1,949
	負債性資本調達手段等	4,100	4,000
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	4,100	4,000
	計	6,801	6,650
うち自己資本への算入額 (B)	6,801	6,650	
控除項目	控除項目(注4) (C)	100	100
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	26,941	28,745
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	298,519	290,761
	オフ・バランス取引等項目	1,193	1,373
	信用リスク・アセットの額 (E)	299,713	292,135
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (G) / 8% (F)	20,095	19,707
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	1,607	1,576
計(E) + (F) (H)	319,808	311,842	
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)	8.42	9.21	
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)	6.32	7.11	

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成23年9月30日	平成24年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	18,127	18,127
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	—	—
	その他資本剰余金	1,228	1,228
	利益準備金	—	46
	その他利益剰余金	603	2,379
	その他	—	—
	自己株式(△)	14	14
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	80	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	19,865	21,768
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	19,865	21,768
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—	—	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	702	701
	一般貸倒引当金	1,986	1,937
	負債性資本調達手段等	4,100	4,000
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	4,100	4,000
	計	6,789	6,638
うち自己資本への算入額 (B)	6,789	6,638	
控除項目	控除項目(注4) (C)	100	100
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	26,554	28,306
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	296,393	288,768
	オフ・バランス取引等項目	1,193	1,373
	信用リスク・アセットの額 (E)	297,586	290,142
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	20,256	19,826
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	1,620	1,586
計(E)+(F) (H)	317,843	309,968	
単体自己資本比率(国内基準) = D/H×100(%)		8.35	9.13
(参考) Tier 1 比率 = A/H×100(%)		6.25	7.02

(注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りております。

4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものについて債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成23年9月30日	平成24年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	88	66
危険債権	79	85
要管理債権	50	5
正常債権	4,270	4,387

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	900,000,000
A種優先株式	900,000,000
計	900,000,000

(注) 当行の発行可能株式総数は9億株であり、普通株式及びA種優先株式の発行可能株式総数は、それぞれ9億株とする旨定款に定めております。

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年11月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	230,000,000	230,000,000	東京証券取引所 市場第一部	(注)
計	230,000,000	230,000,000	—	—

(注) 権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式で、単元株式数は1,000株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年9月30日	—	230,000	—	18,127,739	—	—

(6) 【大株主の状況】

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	11,320	4.92
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	6,644	2.88
福島銀行従業員持株会	福島県福島市万世町2番5号	4,513	1.96
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	4,028	1.75
株式会社アラジン	福島県郡山市島2丁目32番24号	3,931	1.70
株式会社東北サファリーパーク	福島県二本松市沢松倉1番地	3,562	1.54
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,124	0.92
株式会社東邦銀行	福島県福島市大町3番25号	2,063	0.89
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口6)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,009	0.87
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口3)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,892	0.82
計	—	42,087	18.29

(注) 1 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 23,989千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 4,028千株

2 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社から平成24年4月19日付で三井住友信託銀行株式会社、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社、日興アセットマネジメント株式会社及び日本証券代行株式会社を共同保有者とする平成24年4月13日現在の保有株式数を記載した大量保有報告書に係る変更報告書が関東財務局長へ提出されておりますが、当行として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書に係る変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	11,956	5.20
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都中央区八重洲二丁目3番1号	381	0.17
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	704	0.31
日本証券代行株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号	820	0.36

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 166,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 229,078,000	229,078	—
単元未満株式	普通株式 756,000	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	230,000,000	—	—
総株主の議決権	—	229,078	—

(注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」の株式数の欄は、全て当行保有の自己株式であります。

2 「完全議決権株式(その他)」の株式数の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が18千株(議決権18個)含まれております。

3 「単元未満株式数」の株式数の欄には、当行所有の自己株式940株を含んでおります。

② 【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社福島銀行	福島県福島市万世町2番5号	166,000	—	166,000	0.07
計	—	166,000	—	166,000	0.07

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下、「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下、「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※8 21,340	※8 41,041
商品有価証券	58	52
金銭の信託	1,665	1,660
有価証券	※1, ※8, ※14 175,303	※1, ※8, ※14 185,522
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 459,633	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 450,244
外国為替	※6 140	※6 174
リース債権及びリース投資資産	※8 3,148	※8 3,055
その他資産	※8 4,681	※8 4,185
有形固定資産	※10, ※11 12,434	※10, ※11 12,243
無形固定資産	943	878
繰延税金資産	4,460	4,191
支払承諾見返	665	659
貸倒引当金	△9,055	△8,533
資産の部合計	675,419	695,377
負債の部		
預金	599,157	618,383
譲渡性預金	22,789	32,982
借入金	※8, ※12 18,722	※8, ※12 8,571
社債	※13 3,700	※13 3,700
その他負債	4,145	4,080
賞与引当金	127	107
退職給付引当金	2,025	2,031
役員退職慰労引当金	157	145
睡眠預金払戻損失引当金	127	113
利息返還損失引当金	0	1
繰延税金負債	0	—
再評価に係る繰延税金負債	※10 884	※10 883
負ののれん	879	816
支払承諾	665	659
負債の部合計	653,381	672,477
純資産の部		
資本金	18,127	18,127
資本剰余金	1,228	1,228
利益剰余金	2,128	2,717
自己株式	△14	△14
株主資本合計	21,470	22,060
その他有価証券評価差額金	△242	30
土地再評価差額金	※10 675	※10 674
その他の包括利益累計額合計	432	704
少数株主持分	133	134
純資産の部合計	22,037	22,899
負債及び純資産の部合計	675,419	695,377

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)
経常収益	7,937	7,910
資金運用収益	5,134	4,954
(うち貸出金利息)	4,488	4,299
(うち有価証券利息配当金)	631	640
役務取引等収益	907	913
その他業務収益	263	421
その他経常収益	※1 1,632	※1 1,620
経常費用	7,152	6,763
資金調達費用	535	471
(うち預金利息)	450	376
役務取引等費用	496	488
その他業務費用	404	327
営業経費	3,939	3,970
その他経常費用	※2 1,776	※2 1,505
経常利益	784	1,146
特別利益	2	—
固定資産処分益	2	—
特別損失	8	2
固定資産処分損	8	2
税金等調整前中間純利益	778	1,144
法人税、住民税及び事業税	46	77
法人税等調整額	3	247
法人税等合計	50	324
少数株主損益調整前中間純利益	727	819
少数株主利益	3	1
中間純利益	724	817

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	727	819
その他の包括利益	819	273
その他有価証券評価差額金	819	273
中間包括利益	1,546	1,092
親会社株主に係る中間包括利益	1,544	1,091
少数株主に係る中間包括利益	1	1

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	18,127	18,127
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	18,127	18,127
資本剰余金		
当期首残高	5,688	1,228
当中間期変動額		
自己株式の処分	—	△0
欠損填補	△4,459	—
当中間期変動額合計	△4,459	△0
当中間期末残高	1,228	1,228
利益剰余金		
当期首残高	△4,348	2,128
当中間期変動額		
剰余金の配当	—	△229
中間純利益	724	817
土地再評価差額金の取崩	—	1
欠損填補	4,459	—
当中間期変動額合計	5,184	589
当中間期末残高	835	2,717
自己株式		
当期首残高	△14	△14
当中間期変動額		
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	—	0
当中間期変動額合計	△0	0
当中間期末残高	△14	△14
株主資本合計		
当期首残高	19,453	21,470
当中間期変動額		
剰余金の配当	—	△229
中間純利益	724	817
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	—	0
土地再評価差額金の取崩	—	1
欠損填補	—	—
当中間期変動額合計	724	589
当中間期末残高	20,177	22,060

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△1,966	△242
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	820	273
当中間期変動額合計	820	273
当中間期末残高	△1,145	30
土地再評価差額金		
当期首残高	550	675
当中間期変動額		
土地再評価差額金の取崩	—	△1
当中間期変動額合計	—	△1
当中間期末残高	550	674
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△1,416	432
当中間期変動額		
土地再評価差額金の取崩	—	△1
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	820	273
当中間期変動額合計	820	271
当中間期末残高	△595	704
少数株主持分		
当期首残高	140	133
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1	1
当中間期変動額合計	1	1
当中間期末残高	142	134
純資産合計		
当期首残高	18,177	22,037
当中間期変動額		
剰余金の配当	—	△229
中間純利益	724	817
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	—	0
土地再評価差額金の取崩	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	822	274
当中間期変動額合計	1,546	862
当中間期末残高	19,724	22,899

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	778	1,144
減価償却費	434	379
負ののれん償却額	△62	△62
持分法による投資損益 (△は益)	△7	△10
貸倒引当金の増減 (△)	△128	△294
賞与引当金の増減額 (△は減少)	—	△20
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△31	6
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△4	△11
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	△3	△14
利息返還損失引当金の増減額 (△は減少)	△0	0
資金運用収益	△5,134	△4,954
資金調達費用	535	471
有価証券関係損益 (△)	663	316
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△2	4
固定資産処分損益 (△は益)	6	2
貸出金の純増 (△) 減	△7,606	9,161
預金の純増減 (△)	32,461	19,226
譲渡性預金の純増減 (△)	21,520	10,193
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	16,585	△10,151
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	212	△1,932
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△13	△34
外国為替 (負債) の純増減 (△)	4	—
資金運用による収入	5,070	5,032
資金調達による支出	△441	△292
その他	211	126
小計	65,048	28,287
法人税等の支払額	△88	△104
営業活動によるキャッシュ・フロー	64,959	28,183
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△86,807	△48,000
有価証券の売却による収入	35,108	26,903
有価証券の償還による収入	2,978	11,038
有形固定資産の取得による支出	△93	△42
無形固定資産の取得による支出	△184	△85
有形固定資産の売却による収入	7	2
有形固定資産の除却による支出	△4	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△48,996	△10,184

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	—	△229
自己株式の取得による支出	△0	△0
自己株式の売却による収入	—	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△0	△229
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	15,963	17,768
現金及び現金同等物の期首残高	27,443	20,375
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 43,406	※1 38,144

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1 連結の範囲に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
(1) 連結子会社 2社 会社名 株式会社ふくぎんリース 株式会社福島カードサービス	
(2) 非連結子会社 該当ありません。	

2 持分法の適用に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。	
(2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 株式会社東北バンキングシステムズ	
(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。	
(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 2社	

4 会計処理基準に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	
(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等(株式については中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	
(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、特例処理を適用している金利スワップを除き時価法により行っております。	

当中間連結会計期間
(自 平成24年4月1日
至 平成24年9月30日)

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年
その他 3年～15年

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当行及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、これによる当中間連結会計期間の経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却することとしております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とすることとしております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,199百万円(前連結会計年度末は14,418百万円)であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(追加情報)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の債務者に対する債権の毀損に備えるため、上記に加え、可能な限り把握できた情報に基づいて推定した方法により引当を行っております。これにより計上している金額は2,869百万円(前連結会計年度末は3,088百万円)であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年又は1年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理

<p>当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)</p>
<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、役員退職慰労金制度については、平成22年4月27日開催の取締役会で廃止することを決定し、平成22年6月22日開催の第144回定時株主総会にて、役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給が承認されております。</p> <p>これに伴い、役員退職慰労引当金の繰入は平成22年6月の繰入をもって停止し、既引当金については継続して役員退職慰労引当金として計上しております。</p>
<p>(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>
<p>(10) 利息返還損失引当金の計上基準</p> <p>利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、当中間連結会計期間末において必要と認められる額を計上しております。</p>
<p>(11) 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
<p>(12) リース取引の処理方法 (貸主側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価で計上する方法によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、期首に前連結会計年度末における固定資産の減価償却累計額控除後の額で契約したもものとして、リース債権及びリース投資資産に計上する方法によっております。</p>
<p>(13) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>貸出金の一部につき、金利リスクの回避手段として金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理による会計処理を行っております。また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。</p>
<p>(14) のれんの償却方法及び償却期間</p> <p>負ののれんの償却については、10年間の定額法により償却しております。</p>
<p>(15) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p> <p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>
<p>(16) 消費税等の会計処理</p> <p>消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

※1 関連会社の株式の総額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
株式	82百万円	91百万円

※2 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
破綻先債権額	1,458百万円	1,421百万円
延滞債権額	14,555百万円	13,770百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	1,036百万円	377百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
貸出条件緩和債権額	189百万円	168百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
合計額	17,239百万円	15,737百万円

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
	1,890百万円	1,588百万円

※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
	3,000百万円	2,250百万円

※8 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
担保に供している資産		
リース投資資産	764百万円	662百万円
担保資産に対応する債務		
借入金	522百万円	427百万円

上記のほか、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
有価証券	62,357百万円	41,725百万円
貸出金	2,339百万円	2,379百万円
定期預け金	212百万円	212百万円

なお、その他資産には、保証金敷金及び手形交換所担保保証金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
保証金敷金	262百万円	261百万円
手形交換所担保保証金等	3百万円	3百万円

※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
融資未実行残高	35,660百万円	34,811百万円
うち原契約期間が1年以内のもの の又は任意の時期に無条件で取 消可能なもの	34,146百万円	33,753百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間(前連結会計年度)末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
3,592百万円	3,588百万円

※11 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
減価償却累計額	15,225百万円	15,445百万円

※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
劣後特約付借入金	500百万円	500百万円

※13 社債は、劣後特約付社債であります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
劣後特約付社債	3,700百万円	3,700百万円

※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
	915百万円	990百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
貸倒引当金戻入益	128百万円	貸倒引当金戻入益 294百万円
償却債権取立益	136百万円	償却債権取立益 88百万円

※2 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
貸出金償却	218百万円	貸出金償却 221百万円
株式等償却	459百万円	株式等償却 416百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	230,000	—	—	230,000	
自己株式					
普通株式	163	1	—	164	(注)

(注) 普通株式の自己株式の増加は次のとおりであります。
単元未満株式の買取請求による増加 1千株

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	230,000	—	—	230,000	
自己株式					
普通株式	166	2	1	166	(注)

(注) 普通株式の自己株式の増加及び減少は次のとおりであります。
単元未満株式の買取請求による増加 2千株
単元未満株式の買増請求による減少 1千株

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	229	1.00	平成24年3月31日	平成24年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
現金預け金勘定	44,241百万円	41,041百万円
定期預け金	△212 "	△2,212 "
普通預け金	△378 "	△388 "
その他の預け金	△243 "	△296 "
現金及び現金同等物	<u>43,406 "</u>	<u>38,144 "</u>

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(貸主側)

(1) リース投資資産の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
リース料債権部分	3,612	3,479
見積残存価格部分	27	35
受取利息相当額	△506	△473
合計	3,133	3,042

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収期日別内訳

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)					
	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債権	3	3	3	2	1	1
リース投資資産に係るリース料債権部分	1,104	889	669	460	276	211

当中間連結会計期間(平成24年9月30日)

	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)					
	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債権	3	3	3	1	0	1
リース投資資産に係るリース料債権部分	1,082	859	643	444	256	192

2 オペレーティング・リース取引

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
1年内	41	39
1年超	12	13
合計	54	52

3 既契約分取引について簡便的処理の採用

前中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

リース取引開始日がリース会計基準適用開始日前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、会計基準適用初年度の前連結会計年度末における貸貸資産の帳簿価額をリース投資資産の期首の価額として計上しております。

また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。

このため、リース取引開始日に遡及してリース会計基準を適用した場合に比べ、「税金等調整前中間純利益」が22百万円多く計上されております。

当中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

リース取引開始日がリース会計基準適用開始日前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、会計基準適用初年度の前連結会計年度末における貸貸資産の帳簿価額をリース投資資産の期首の価額として計上しております。

また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。

このため、リース取引開始日に遡及してリース会計基準を適用した場合に比べ、「税金等調整前中間純利益」が17百万円多く計上されております。

4 転リース取引

転リース取引に係る債権等及び債務のうち利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上している額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
リース投資資産	7	0
リース債務	7	0

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、重要性が乏しいものは注記を省略しております。

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金預け金	21,340	21,340	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	7,492	7,329	△163
その他有価証券	166,981	166,981	—
(3) 貸出金	459,633		
貸倒引当金(*)	△5,967		
	453,665	458,506	4,840
資産計	649,480	654,158	4,677
(1) 預金	599,157	599,440	283
(2) 譲渡性預金	22,789	22,789	—
(3) 借入金	18,722	18,722	△0
負債計	640,668	640,951	283

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、控除した一般貸倒引当金には、「会計処理基準に関する事項 (5)貸倒引当金の計上基準」の追加情報に記載した東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の債務者に対する債権の毀損に備えるため可能な限り把握できた情報に基づいて推定した方法により計上した貸倒引当金3,088百万円は含めておりません。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金預け金	41,041	41,041	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	7,568	7,197	△371
その他有価証券	177,260	177,260	—
(3) 貸出金	450,244		
貸倒引当金(*)	△5,090		
	445,154	449,804	4,650
資産計	671,025	675,304	4,278
(1) 預金	618,383	618,622	238
(2) 譲渡性預金	32,982	32,982	—
(3) 借入金	8,571	8,571	0
負債計	659,937	660,176	239

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、控除した一般貸倒引当金には、「会計処理基準に関する事項 (5)貸倒引当金の計上基準」の追加情報に記載した東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の債務者に対する債権の毀損に備えるため可能な限り把握できた情報に基づいて推定した方法により計上した貸倒引当金2,869百万円は含めておりません。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関等から提示された基準価格によっております。

自行保証付私募債は、発行体の内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)に基づき、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断する基準に該当したものについて、当中間連結会計期間(前連結会計年度)末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とした場合に比べ、前連結会計年度は、「有価証券」は457百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は同額増加しており、当中間連結会計期間は、「有価証券」は411百万円増加、「繰延税金資産」は20百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は390百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティ等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、貸出金に含まれる仕組ローンについては、取引金融機関等から提示された価格によっております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日(連結決算日)における中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負 債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日(連結決算日)に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 譲渡性預金

預入期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の新規借入において想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理を行っているデリバティブ取引については、ヘッジ対象である貸出金と一体として取扱い、当該デリバティブ取引の時価をヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)その他有価証券」には含まれておりません。

区分	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
① 非上場株式(*1)(*2)	732	596
② 組合出資金(*3)	96	97
合計	829	693

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 前連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

当中間連結会計期間において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

※ 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	社債	—	—	—
	その他	4,109	4,203	93
	外国証券	4,109	4,203	93
	小計	4,109	4,203	93
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債	915	884	△30
	その他	2,468	2,241	△226
	外国証券	2,468	2,241	△226
	小計	3,383	3,126	△256
合計		7,492	7,329	△163

当中間連結会計期間(平成24年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	社債	—	—	—
	その他	1,499	1,552	53
	外国証券	1,499	1,552	53
	小計	1,499	1,552	53
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債	990	952	△37
	その他	5,078	4,691	△387
	外国証券	5,078	4,691	△387
	小計	6,068	5,644	△424
合計		7,568	7,197	△371

2 その他有価証券

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,578	1,250	328
	債券	128,064	127,177	886
	国債	88,792	88,105	686
	地方債	5,808	5,763	45
	社債	33,463	33,308	154
	その他	11,143	11,099	44
	外国証券	10,626	10,599	27
	投資信託	516	500	16
	その他	—	—	—
	小計	140,786	139,527	1,259
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,684	3,263	△579
	債券	9,581	9,668	△86
	国債	1,995	2,002	△6
	地方債	137	137	△0
	社債	7,448	7,527	△79
	その他	13,929	14,770	△840
	外国証券	9,022	9,127	△105
	投資信託	4,813	5,542	△729
	その他	94	100	△5
	小計	26,195	27,702	△1,506
合計	166,981	167,229	△247	

当中間連結会計期間(平成24年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	357	301	56
	債券	148,640	147,095	1,544
	国債	96,754	95,639	1,114
	地方債	5,631	5,561	70
	社債	46,253	45,894	359
	その他	7,972	7,885	86
	外国証券	6,952	6,891	61
	投資信託	1,019	994	25
	その他	—	—	—
	小計	156,969	155,282	1,687
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3,315	3,900	△585
	債券	9,140	9,343	△202
	国債	996	1,000	△4
	地方債	34	34	△0
	社債	8,110	8,308	△198
	その他	7,834	8,687	△852
	外国証券	3,573	3,633	△60
	投資信託	4,166	4,953	△787
	その他	95	100	△4
	小計	20,290	21,931	△1,640
合計	177,260	177,214	46	

3 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は、398百万円(うち、株式33百万円、その他365百万円)であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は、733百万円(うち、株式415百万円、社債166百万円、その他151百万円)であります。

なお、減損処理にあたっては、中間連結会計期間(連結会計年度)末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	△247
その他有価証券	△247
(△)繰延税金負債	0
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△247
(△)少数株主持分相当額	△4
その他有価証券評価差額金	△242

当中間連結会計期間(平成24年9月30日)

	金額(百万円)
評価差額	46
その他有価証券	46
(△)繰延税金負債	20
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	25
(△)少数株主持分相当額	△5
その他有価証券評価差額金	30

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

特例処理を適用している金利スワップを除き、該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成24年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約				
	売建	65	—	△0	△0
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△0	△0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約				
	売建	82	—	1	1
	買建	17	—	△0	△0
	合計	—	—	1	1

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

上記以外に該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
期首残高	35百万円	36百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一百万円	一百万円
その他増減額(△は減少)	0百万円	0百万円
期末残高	36百万円	36百万円

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

なお、当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務及び信用保証業務などの金融サービスを展開しております。

当行グループは、業種に特有の規制環境及びサービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」及び「リース業」の2つを報告セグメントとしております。また、クレジットカード業務及び信用保証業務については「その他」に含めております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

なお、報告セグメントの利益は、経常利益ベースでの数値であります。

また、セグメント間の内部経常収益は、市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

	報告セグメント(百万円)			その他 (百万円)	合計 (百万円)	調整額 (百万円)	中間連結財務諸表計上額 (百万円)
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	6,714	1,057	7,771	103	7,874	62	7,937
セグメント間の内部経常収益	51	38	89	8	97	△97	—
計	6,765	1,095	7,861	111	7,972	△35	7,937
セグメント利益	621	93	714	7	721	62	784
セグメント資産	676,527	4,425	680,952	1,148	682,100	△3,207	678,893
セグメント負債	657,641	2,903	660,544	889	661,433	△2,264	659,168
その他の項目							
減価償却費	426	7	434	0	434	—	434
資金運用収益	5,127	0	5,127	29	5,156	△22	5,134
資金調達費用	530	21	552	6	558	△22	535
持分法投資利益	7	—	7	—	7	—	7
持分法適用会社への投資額	81	—	81	—	81	—	81
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	271	5	277	1	278	—	278

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業務及び信用保証業務等を含んでおります。

3 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額62百万円は、負ののれん償却額であります。

(2) セグメント資産の調整額△3,207百万円は、セグメント間取引消去であります。

(3) セグメント負債の調整額△2,264百万円は、セグメント間取引消去△3,207百万円及び負ののれん942百万円であります。

(4) 資金運用収益及び資金調達費用の調整額は、いずれもセグメント間取引消去であります。

4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

	報告セグメント(百万円)			その他 (百万円)	合計 (百万円)	調整額 (百万円)	中間連結財務諸表計上額 (百万円)
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	7,071	890	7,962	104	8,067	△156	7,910
セグメント間の内部経常収益	45	39	84	6	90	△90	—
計	7,117	929	8,047	110	8,157	△247	7,910
セグメント利益 (△はセグメント損失)	1,248	△169	1,079	5	1,084	62	1,146
セグメント資産	693,050	4,306	697,357	1,036	698,394	△3,016	695,377
セグメント負債	671,043	2,837	673,880	796	674,677	△2,199	672,477
その他の項目							
減価償却費	371	7	379	0	379	—	379
資金運用収益	4,951	0	4,952	20	4,972	△18	4,954
資金調達費用	465	18	484	5	489	△18	471
持分法投資利益	10	—	10	—	10	—	10
持分法適用会社への投資額	91	—	91	—	91	—	91
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	123	4	128	—	128	—	128

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業務及び信用保証業務等を含んでおります。

3 調整額は、次のとおりであります。

(1) 外部顧客に対する経常収益の調整額△156百万円は、貸倒引当金戻入益の調整額△219百万円及び負ののれん償却額62百万円であります。

(2) セグメント利益の調整額62百万円は、負ののれん償却額であります。

(3) セグメント資産の調整額△3,016百万円は、セグメント間取引消去であります。

(4) セグメント負債の調整額△2,199百万円は、セグメント間取引消去△3,016百万円及び負ののれん816百万円であります。

(5) 資金運用収益及び資金調達費用の調整額は、いずれもセグメント間取引消去であります。

4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

5 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、当行及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更したため、報告セグメントの減価償却の方法を改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

なお、これによる当中間連結会計期間の経常収益及びセグメント利益に与える影響は軽微であります。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 サービスごとの情報

	貸出業務 (百万円)	有価証券 関連業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客に対する経常収益	4,805	900	779	1,451	7,937

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の全てが本邦に所在しているため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1 サービスごとの情報

	貸出業務 (百万円)	有価証券 関連業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客に対する経常収益	4,970	1,079	670	1,190	7,910

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の全てが本邦に所在しているため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

報告セグメントに配分されていない負ののれんの当中間連結会計期間の償却額は62百万円、当中間連結会計期間末の未償却残高は942百万円であります。

当中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

報告セグメントに配分されていない負ののれんの当中間連結会計期間の償却額は62百万円、当中間連結会計期間末の未償却残高は816百万円であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額及び算定の基礎

		前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
1株当たり純資産額	円	95.30	99.04
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	22,037	22,899
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	133	134
うち少数株主持分	百万円	133	134
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	21,903	22,764
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	229,833	229,833

2 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	円	3.15	3.55
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	724	817
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	724	817
普通株式の期中平均株式数	千株	229,835	229,833

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※8 21,188	※8 40,959
商品有価証券	58	52
金銭の信託	1,665	1,660
有価証券	※1, ※8, ※14 175,709	※1, ※8, ※14 185,922
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 461,537	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 452,415
外国為替	※6 140	※6 174
その他資産	2,763	2,089
その他の資産	※8 2,763	※8 2,089
有形固定資産	※10, ※11 12,413	※10, ※11 12,222
無形固定資産	922	860
繰延税金資産	4,301	4,021
支払承諾見返	665	659
貸倒引当金	△8,242	△7,513
資産の部合計	673,122	693,524
負債の部		
預金	599,520	618,806
譲渡性預金	22,789	32,982
借入金	※12 18,100	※12 8,054
社債	※13 3,700	※13 3,700
その他負債	3,488	3,573
未払法人税等	49	99
資産除去債務	36	36
その他の負債	3,402	3,437
賞与引当金	127	107
退職給付引当金	2,017	2,023
役員退職慰労引当金	150	139
睡眠預金払戻損失引当金	127	113
再評価に係る繰延税金負債	※10 884	※10 883
支払承諾	665	659
負債の部合計	651,572	671,043
純資産の部		
資本金	18,127	18,127
資本剰余金	1,228	1,228
その他資本剰余金	1,228	1,228
利益剰余金	1,768	2,425
利益準備金	—	46
その他利益剰余金	1,768	2,379
繰越利益剰余金	1,768	2,379
自己株式	△14	△14
株主資本合計	21,110	21,768
その他有価証券評価差額金	△236	38
土地再評価差額金	※10 675	※10 674
評価・換算差額等合計	439	712
純資産の部合計	21,550	22,481
負債及び純資産の部合計	673,122	693,524

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
経常収益	6,767	7,110
資金運用収益	5,130	4,954
(うち貸出金利息)	4,481	4,296
(うち有価証券利息配当金)	634	643
役務取引等収益	903	919
その他業務収益	263	421
その他経常収益	※1 469	※1 814
経常費用	6,144	5,869
資金調達費用	530	465
(うち預金利息)	450	376
役務取引等費用	498	504
その他業務費用	404	327
営業経費	※2 3,808	※2 3,835
その他経常費用	※3 902	※3 736
経常利益	622	1,241
特別損失	8	2
税引前中間純利益	614	1,238
法人税、住民税及び事業税	11	95
法人税等調整額	—	258
法人税等合計	11	353
中間純利益	603	885

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	18,127	18,127
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	18,127	18,127
資本剰余金		
その他資本剰余金		
当期首残高	5,688	1,228
当中間期変動額		
自己株式の処分	—	△0
欠損填補	△4,459	—
当中間期変動額合計	△4,459	△0
当中間期末残高	1,228	1,228
資本剰余金合計		
当期首残高	5,688	1,228
当中間期変動額		
自己株式の処分	—	△0
欠損填補	△4,459	—
当中間期変動額合計	△4,459	△0
当中間期末残高	1,228	1,228
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	347	—
当中間期変動額		
利益準備金の積立	—	46
利益準備金の取崩	△347	—
当中間期変動額合計	△347	46
当中間期末残高	—	46
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	△4,806	1,768
当中間期変動額		
剰余金の配当	—	△229
中間純利益	603	885
利益準備金の積立	—	△46
利益準備金の取崩	347	—
土地再評価差額金の取崩	—	1
欠損填補	4,459	—
当中間期変動額合計	5,410	611
当中間期末残高	603	2,379

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
利益剰余金合計		
当期首残高	△4,459	1,768
当中間期変動額		
剰余金の配当	—	△229
中間純利益	603	885
利益準備金の積立	—	—
利益準備金の取崩	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	1
欠損填補	4,459	—
当中間期変動額合計	5,063	657
当中間期末残高	603	2,425
自己株式		
当期首残高	△14	△14
当中間期変動額		
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	—	0
当中間期変動額合計	△0	0
当中間期末残高	△14	△14
株主資本合計		
当期首残高	19,342	21,110
当中間期変動額		
剰余金の配当	—	△229
中間純利益	603	885
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	—	0
土地再評価差額金の取崩	—	1
欠損填補	—	—
当中間期変動額合計	603	657
当中間期末残高	19,945	21,768

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△1,955	△236
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	823	275
当中間期変動額合計	823	275
当中間期末残高	△1,132	38
土地再評価差額金		
当期首残高	550	675
当中間期変動額		
土地再評価差額金の取崩	—	△1
当中間期変動額合計	—	△1
当中間期末残高	550	674
評価・換算差額等合計		
当期首残高	△1,405	439
当中間期変動額		
土地再評価差額金の取崩	—	△1
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	823	275
当中間期変動額合計	823	273
当中間期末残高	△582	712
純資産合計		
当期首残高	17,936	21,550
当中間期変動額		
剰余金の配当	—	△229
中間純利益	603	885
自己株式の取得	△0	△0
自己株式の処分	—	0
土地再評価差額金の取崩	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	823	275
当中間期変動額合計	1,426	930
当中間期末残高	19,363	22,481

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
2 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等(株式については中間会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、特例処理を適用している金利スワップを除き時価法により行っております。
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については、定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年~50年 その他 3年~15年 (会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当行は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、これによる当中間会計期間の経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却することとしております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とすることとしております。
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,199百万円(前事業年度末は14,418百万円)であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の債務者に対する債権の毀損に備えるため、上記に加え、可能な限り把握できた情報に基づいて推定した方法により引当を行っております。これにより計上している金額は2,796百万円(前事業年度末は2,933百万円)であります。</p>
	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異</p> <p>各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年又は1年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>
	<p>(4) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、役員退職慰労金制度については、平成22年4月27日開催の取締役会で廃止することを決定し、平成22年6月22日開催の第144回定時株主総会にて、役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給が承認されております。</p> <p>これに伴い、役員退職慰労引当金の繰入は平成22年6月の繰入をもって停止し、既引当金については継続して役員退職慰労引当金として計上しております。</p>
	<p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>
6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 ヘッジ会計の方法	貸出金の一部につき、金利リスクの回避手段として金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理による会計処理を行っております。また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。
8 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

※1 関係会社の株式の総額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
株式	567百万円	567百万円

※2 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
破綻先債権額	1,454百万円	1,417百万円
延滞債権額	14,523百万円	13,747百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	1,036百万円	377百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
貸出条件緩和債権額	189百万円	168百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
合計額	17,204百万円	15,711百万円

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
	1,890百万円	1,588百万円

※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表(貸借対照表)計上額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
	3,000百万円	2,250百万円

※8 対応する債務が中間貸借対照表に計上されている担保提供資産はありませんが、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
有価証券	62,357百万円	41,725百万円
貸出金	2,339百万円	2,379百万円
定期預け金	212百万円	212百万円

また、その他の資産には、保証金敷金及び手形交換所担保保証金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
保証金敷金	261百万円	261百万円
手形交換所担保保証金等	3百万円	3百万円

※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
融資未実行残高	34,429百万円	33,553百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	32,915百万円	32,495百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間(前事業年度)末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
3,592百万円	3,588百万円

※11 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
減価償却累計額	15,184百万円	15,409百万円

※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれておりません。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
劣後特約付借入金	500百万円	500百万円

※13 社債は、劣後特約付社債であります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
劣後特約付社債	3,700百万円	3,700百万円

※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
	915百万円	990百万円

(中間損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
貸倒引当金戻入益	112百万円	貸倒引当金戻入益 504百万円
償却債権取立益	136百万円	償却債権取立益 88百万円

※2 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
有形固定資産	286百万円	226百万円
無形固定資産	139百万円	145百万円

※3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
貸出金償却	218百万円	貸出金償却 220百万円
株式等償却	459百万円	株式等償却 416百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	163	1	—	164	(注)

(注) 普通株式の自己株式の増加は次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 1千株

当中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	166	2	1	166	(注)

(注) 普通株式の自己株式の増加及び減少は次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 2千株

単元未満株式の買増請求による減少 1千株

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

子会社及び関連会社株式

時価のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成24年 9 月30日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
子会社株式	550	550
関連会社株式	17	17
合計	567	567

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
期首残高	35百万円	36百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一百万円	一百万円
その他増減額(△は減少)	0百万円	0百万円
中間期末(期末)残高	36百万円	36百万円

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	円	2.62	3.85
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	603	885
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	603	885
普通株式の期中平均株式数	千株	229,835	229,833

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成24年11月22日

株式会社福島銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 深 田 建 太 郎 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 博 雄 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福島銀行の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福島銀行及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成24年11月22日

株式会社福島銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 深 田 建 太 郎 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 博 雄 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福島銀行の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第147期事業年度の中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福島銀行の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月26日
【会社名】	株式会社福島銀行
【英訳名】	THE FUKUSHIMA BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 森 川 英 治
【最高財務責任者の役職氏名】	該当なし
【本店の所在の場所】	福島県福島市万世町2番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社福島銀行 大宮支店 (埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目81番地 大宮アネックスビル4階)

(注) 大宮支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行代表取締役社長森川英治は、当行の第147期第2四半期(自平成24年7月1日 至平成24年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。